

# びわこの 考湖学

滋賀県の著名な食文化に「鮎鮓」があります。乳酸菌の臭気のために苦手な人もいますが、中世には天皇の食膳に供せられるほどの珍味でした。この鮎鮓を広く喧伝し、売りさばいたのが粟津供御人と呼ばれる人々でした。彼らは、いったいどのような集団だったのでしょうか。

天皇家や摂関家、あるいは特定の寺社に魚介類などを納めるために各所に御厨が設けられ、琵琶湖から流れ出す瀬田川の兩岸にも粟津・橋本の御厨がありました。そこで仕事に従事する供御人たちは平安時代から、天皇の食膳を司る内膳司御厨子所に属して魚介類を貢進するとともに、自らの生計を立てるために魚介類の販売も行っていました。

嘉吉3(1443)年、東海道や伊勢道を東へ東へと往来し、通商圏を拡大させていた彼らは、「正和度の諸関渡

免除蔵人所牒」という偽の文書をでっち上げ、延暦寺の支援を得つつ、諸々の関に対して自由通行権を獲得すべく訴えをおこしました。この訴訟の結末は明らかではないのですが、この時点においては、供御人側の主張がおおむね認められたものと考えられています。

なお、供御人になるためには、天皇家の倉庫を管理した内蔵寮の山科家に年間5000文(現在の貨幣価値に換算すると3万円程度)を納めると、供御人であることを証明する供御人札が与えられました。たとえば文明12(1480)年正月には供御人札93枚を発行し、10貫500文もの収入を得ています。

つまり、天皇家などに魚介類を貢進せずとも供御人を名乗り、自由通行権や専売権を行使することができたのです。戦国時代のさなか、かつ

## 粟津供御人

て所有していた数多くの荘園を失った山科家にとって、供御人札の乱発によって得られた収入は、貴重な財源であったのです。

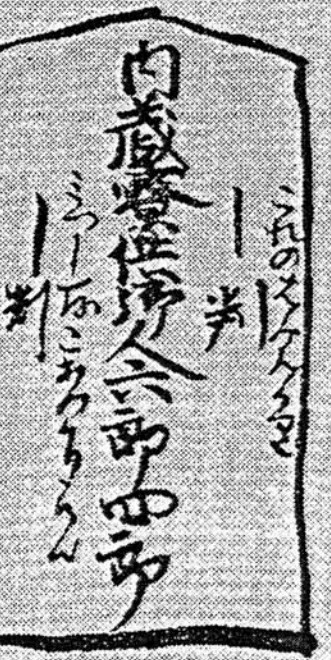
粟津供御人の活動範囲が拡大するにつれ、関白一条家をはじめとした諸家との対立が表面化し、ついに幕府の裁許をもとめました。延徳3(1491)年、山科家の工作と偽文書である「正和度の諸関免除蔵人所牒」によって、諸商売公事役(商業課税)、諸関渡料(通行税)の全面的

免除、諸家に対しては粟津供御人に対する商売役(課税・賦役)の停止が命じられるという山科家・粟津供御人の全面勝訴に終わりました。

このように、当時の全国的流通網の中心である京都の生

鮮魚介類市場を二分するようになるばかりか、干魚や塩合物(内臓を抜いて塩漬けにした魚)などといった加工魚介類の専売権をも手に入れました。

さらには、木履商売、筵商売、石灰商売などといった消費財をも販売し、専売権も手に入れたのでした。このころの彼らを「粟津供御人の総合商社化」と呼ぶ研究者もおられます。



供御人札

このようにして、粟津・橋本の供御人たちは、琵琶湖という大きな資源を持つ湖を活動基盤とし、居住地が京都に近接するという地理的環境、当時とどこどこに設けられていた関を自由に通過する特権や専売権を利用することによって、江戸時代を迎えるまで「総合商社」として活躍したのでした。

(滋賀県文化財保護協会)

畑中英(二)

# 中世近江の「総合商社」